

審 査 基 準

平成 27 年 4 月 1 日作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第 23 条第 5 項において準用する第 22 条第 6 項
処 分 の 概 要 : 合格証明書の再交付
原 権 者 (委 任 先) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 警備員等の検定等に関する規則第 15 条第 3 項、第 4 項、第 5 項 (合格証明書の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14 日以内
申 請 先 : 交付申請を行った警察署生活安全課 (係)
問 合 せ 先 : 静岡県警察本部生活保安課許認可係
備 考 :